

(仮称)熊本市環境影響評価条例 制定に向けて

令和6年2月
環境政策課

1. 環境影響評価条例制定の検討の背景

(1) 環境影響評価制度とは

国の環境影響評価法や各自治体の環境影響評価条例により、一定規模以上の開発事業(公共事業や民間事業)を行う場合、当該事業が周辺の環境にどのような影響を与えるかを、事業計画段階から、事業者自ら調査・予測及び評価を行い、その結果を公表して住民や行政等の意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業実施につなげていく制度。

(2) 環境影響評価制度の重要性

・近年、大規模な開発事業や気候変動による激甚災害が多発しており、市民の環境に対する関心は高まっている中、事業の計画段階から環境保全について調査・予測・評価を実施する「環境影響評価制度」の重要性は高まっている。

【懸念される環境への悪影響の例】



大気汚染



水質汚濁



騒音

1. 環境影響評価条例制定の検討の背景

(3) 環境影響評価条例の検討の経緯

・熊本市では環境影響評価対象事業に対処するため、令和3年10月1日に「**熊本市環境基本条例**」を改正し、「**環境影響評価の推進**」に関する規定を追加した。また、令和4年3月29日には、**第4次熊本市環境総合計画**を策定し、令和6年度中を目途に**(仮)熊本市環境影響評価条例**を制定することを記載した。

・本市の清らかな地下水や豊かな緑といった良好な自然環境のほか、熊本城などの本市の魅力である歴史文化遺産を持続可能なものとするため、本市独自の「(仮称)熊本市環境影響評価条例」の制定に向け検討を始めたもの。

(4) 環境影響評価条例の制定の効果

- ◎ 本市の地域特性(自然的状況・社会的状況)に応じた、きめ細かな環境保全対策が講じられる。
- ◎ 本市が主体的に環境影響評価の手続きを行い、県を経由せず直接事業者に意見を述べ、環境保全上の措置要請を行うことができる。
- ◎ 本市が独自に条例を制定することで、世界情勢や社会情勢の変化に応じて対象事業を追加するなど、柔軟に対応することができる。

2. 環境影響評価条例制定の検討

(1) 環境影響評価条例で定める事項

本市の環境影響評価条例の制定にあたっては、以下の①から③に掲げる基本的事項及び④の技術指針を定める必要がある。

令和5年度

① 環境影響評価の手続方法

事業者が環境影響評価を実施する上で必要な手続方法(フロー)を設定

② 環境影響評価の地域区分(ゾーニング)

自然環境などの地域特性に応じて、環境配慮を要する地域等を設定

③ 環境影響評価の対象事業の種類・規模要件

地域特性や都市計画等を踏まえ、対象事業の種類や規模要件を設定

環境審議会へ諮問中

条例の基本的事項

令和6年度

④ 環境影響評価の調査、予測及び評価の方法(技術指針)の検討

環境影響評価を行うために必要な環境影響評価の調査、予測及び評価の具体的な方法並びに環境影響評価項目等を、「技術指針」で規定

技術指針

2. 環境影響評価条例制定の検討

(2) 本市の環境影響評価条例の前提条件

○ 熊本県環境影響評価条例

(市町村との関係等)

第48条第2項

市町村が対象事業に係る環境影響評価及び事後調査に関し条例を制定している場合において、当該条例の内容がこの条例の趣旨に即したものであり、かつ、環境の保全に関しこの条例と同等以上の効果が期待できるものとして知事が指定したときは、当該市町村の区域内に限って実施される対象事業については、この条例の規定は、適用しない。



本市独自の条例を制定すれば、市域内で実施される事業が必ず市条例に基づきアセスが実施されるわけではない。

市域内で実施される事業であっても、県条例の基準より緩くしてしまうと、市条例ではアセスの対象でなくとも、県条例で対象となってしまう。

本市の環境保全に主体的に取り組むためには、**県条例を基本**に本市の条例を検討していく必要がある。

3. 制定スケジュール(案)

年 度	日 程	内 容
令和5年度	令和6年3月(第1回定例会)	条例制定について説明
	令和6年3月末	環境審議会より条例の基本的事項について答申
令和6年度	令和6年4月～	条例案の検討
	令和6年10月～	パブリックコメント実施
	令和7年3月(第1回定例会)	条例案上程
	令和7年3月末	条例公布
令和7年度	令和7年4月～9月	条例の周知・広報
	令和7年10月	条例施行